

第4号議案 「あさぎり町ふるさと関西会」会則変更と承認

関西会 ⇒会則(<http://asagiri.conf.jp/3-kaisoku.html>)

委員会、ブロック体制、地区懇親会等の廃止に伴い、関連事項の削除と役員数を変更します。

第五条(事業)

(7) 本会を継続運営していくため、各ブロックに別途定める「親睦会」を設け、根の生った活動を行なう。

第六条(役員)

本会は第二条(目的)・第五条(事業)について、会員各位のご理解、ご協力を得ながら、より円滑に運営するために、次の役員を置く。

*ブロック長: 5名 *幹事(委員): 15~20名 ⇒10名程度 *会計: 3名 ⇒2名

第八条(役員の職務)

(6) ブロック長は、ブロック役員の要となつて交流活動を推進する。

(7) 幹事(委員)の職務は次の通り。

幹事長は、副幹事長と相談の上、下記職務を各幹事(委員)に委嘱する。

(8) ④ ブロック親睦会の会計報告書を提出し、会計監査を受けること。

顧問と相談役の間違いを訂正します。

(10) 顧問相談役は、本会のご意見番的立場で、役員会等でご助言を賜るものとする。但し、議決権は有しないものとする。

(11) 相談役顧問は、役員の経験者で引き続き当会に建設的なご助言をいただける方とし、議決権を有する。

第十条(役員会)

本会は第二条(目的)、第五条(事業)の推進のため役員会を置く。また、効率的な運営を図るため適宜「委員会」を設ける。

(2) 役員会および委員会は会長が必要に応じ、役員を招集、開催する。

第十一条(総会)

(3) 総会は、会長が召集し、隔年毎年5月に開催する。

(6) 総会では次の事項について審議・決定する。

⑥ 各ブロック懇親会の活動報告。

第十二条(会費)

本会の会費は、通常会費として年間1,000円とする。

(2) 年会費の徴収は、総会及び各ブロック親睦会の会場で徴収する。不参加者からは郵便振込みにて行なう。

(附則)

—(1) 役員の役割分担を明確にし、組織的に本会の機能を発揮するために役員会機能組織図を設け運営するものとする。

—(2) 本会則は、平成17年4月1日から施行する。

—(3) 本会則は、第十条を一部改定し、平成17年9月25日から実施する。

(改定)

4. 委員会、ブロック制、地区懇親会の廃止に伴い、2025年度総会にて関連の第五条、第六条、第八条、第十条、第十一条、第十二条を改定する。

また、第八条の間違いを訂正し、附則を削除する。